

書式改定

救 助 契 約 書 式

社団法人 日本海運集会所
書式制定委員会
海難救助報酬斡旋委員会
救助契約書式改定審議小委員会

日本海運集会所書式制定委員会（委員長 早瀬幸利 フェアフィールドジャパン）並びに海難救助報酬斡旋委員会（委員長 出井治 川崎汽船）は、昨年12月6日開催の合同委員会において、現行の和文救助契約書式（1947年2月制定、1991年10月3日改定）の改定を承認したので、その内容を公表するとともに、改定審議の経過並びに改定趣旨を報告する。

なお、改定趣旨は、改定審議小委員会委員長として改定作業に携わった井口俊明氏（東京海上日動火災保険）に執筆して頂いたものを、小委員会にて検討の上、とりまとめたものである。

【改定審議の経過】

海難に遭遇した船舶を救助するための海難救助契約書式として国際的に広く利用されているロイズ救助契約書式（LOF：ロイズ・オープン・フォーム）では、1989年海難救助条約の成立に伴い、「不成功、無報酬」の原則の例外として、環境損害を発生するおそれがある船舶の救助に関して、一定の場合には特別補償を支払う（同条約第14条）という規定を、1990年に同書式に導入した。その後、ロイズは、この概念をさらに発展させて、「環境損害を発生するおそれがあるなしに拘わらず、一定の場合には、予め合意した金額の報酬を支払う」、という趣旨の特約である SCOPIC（Special Compensation P&I Club）条項を、1999年に、選択条項として制定した。近時、本条項付のLOF契約による海難救助事件が多くみられるようになってきている。

わが国においても、当所制定の救助契約書は、LOFと同様に、1989年海難救助条約の特別補償の制度を、1991年に導入した。その後の状況に鑑み、当所の海難救助報酬斡旋委員会は、2002年10月に、救助契約書を改定して、SCOPIC条項と類似した内容の特別条項を新たに導入する方向で意見が一致した。これを受け、同年10月10日開催の書式制定委員会は救助契約書式を改定することを決定した。基本的な考え方は、LOF書式のように、SCOPIC条項のもとの救助料の金額決定をロンドン仲裁により解決する方法ではなく、日本近海や日本関係者同士の救助等の事件のみならず、広範に、当所の新書式が使用されることにより、日本海運集会所にて、この問題を処理解決することを目指すものである。

今回は、上記の特別条項の制定のみならず、あわせて、現行の救助契約書式についても、全体的に検討のうえ、必要な改訂を行った。

救助契約書式の改定は、海難救助実務及び法律に精通した次の11氏の協力を得て審議小委員会を設けて行うこととした。

【救助契約書式改定審議小委員会委員】 敬称省略、○印は委員長、職名は委嘱時
(船主)

日比野 雅彦 (商船三井 海務部 海務・安全グループマネージャー)

後任 林 昌徳 (商船三井 船舶部 海務・安全グループマネージャー)

入来院 孝昭 (日本郵船 総務保険グループ法規チーム長)
後任 源田 暢子 (日本郵船 法務グループ法規チーム長)
飯野 陽一 (上野トランステック 顧問)

(救助者)

小柳 豊 (深田サルベージ建設 国際部次長)
小川 安馬 (日本サルヴェージ 業務部長)

(損害保険)

○井口 俊明 (東京海上日動火災保険 コマーシャル損害部専門部長)
鴻野 立明 (三井住友海上火災保険 海損部次長兼船舶グループ長)
佐藤 啓介 (損害保険ジャパン 企業サービスセンター部船舶航空チームリーダー)
沢辺 浩明 (日本船主責任相互保険組合 損害調査部第1・2グループリーダー)

(学識経験者)

小川 洋一 (弁護士)
代理 中村 哲朗 (弁護士)
谷川 久 (成蹊大学名誉教授)

小委員会は2003年5月9日第1回会議を開催し、月1回のペースにて約2年半にわたり、LOF2000とSCOPIC2000を参考に、慎重審議をおこなった結果、新書式の検討は2005年9月13日に開催した第20回会議にて終了した。その後、さらに若干の修正、加筆を行い、同年10月末に新書式は完成した。この間、委員会では新しい特別条項の文言が独占禁止法に抵触しないように、最大の注意を払い、谷川委員及び中村弁護士のご協力を得て、公正取引委員会への事業者団体の活動に関する事前相談申出書を作成の上、その意見を予め、得た上で、検討の結果、「特別補償に関する特約条項」を作成した。また、これに付随して「現場特別代理人のための実務ガイドライン」も作成した。

なお、今後、本特約条項の実務の運営のために、当所の海難救助報酬斡旋委員会の下部組織として特約補償小委員会を新たに設けることとした。

今回、小委員会が作成した、救助契約書式の改定版、「特別補償に関する特約条項」および「現場特別代理人のための実務ガイドライン」の成案は、2005年12月6日開催の書式制定委員会並びに海難救助報酬斡旋委員会の合同委員会に報告され、承認を得た。

なお、この救助契約書式の英文版については、和文書式の英訳として作成する方向で、目下作成中である。

【改定趣旨】

- 1 和文救助契約書式の改定趣旨は別紙1 (添付) の通り。
- 2 「特別補償に関する特約条項」の制定趣旨は別紙 (添付) の通り。

別紙 1

日本海運集会所和文救助契約書式

【改定趣旨】

	第一部 救助契約書 (旧)	救助契約書 (改訂)
書式の変更	冒頭に、船名、船長名、救助者名などの記入欄があり、末尾に、船長と救助者の署名欄がある。	(1)救助契約書の体裁の変更 冒頭に、〔ボックス欄〕と署名欄を設けた。契約書の条文を次頁以降にまとめた。これを全体として、契約書、第一部と称することとした。 (2)特約条項の新設 新たに、「特別補償に関する特約条項」を設けた。これを契約書、第二部と称することとした。 当事者が、この特約条項を含めて契約することに合意した場合には、第二部も契約に含まれることになる。 また、本特約条項の付録として、「現場特別代理人に関する規定」と「保険者等の特別代理人に関する規定」を設けた。 (注) これらの書式とは別に、実務の運用について、「現場特別代理人のための実務ガイドライン」を作成した。
前書き	下記を記入する： 契約締結日、場所、船名、船長名、救助者代理人名、救助者名 前書き： 「船長は被救助者のために、救助者の代理人は救助者のために救助契約を締結した。」	第一部 〔ボックス欄〕を設けて、次の項目をまとめて記入することとした。 救助者名、船舶（船種、船名）、契約締結日、契約締結地 1. 「特別補償に関する特約条項」を含めるか、否か、選択する。 2. 含める場合、料率表はいずれのものによるか、選択もしくは具体的に記入する（例えば、ロイズ救助書式の SCOPIC 料率表であれば、「LOF SCOPIC 料率表」と記載する）。 前書き： 「船長は被救助者のために、救助者と本契約書の条項に基づき、救助契約を締結した。」という文言に変更した。
署名欄 (契約書の末尾)	契約書の末尾に、「本船船長」と「救助者の代理人」が署名する。	署名欄を前文の下に移した。 「本船船長」に「(又は船長代理者)」を追加した。これは、例えば、海外の遠隔地で救助事件が発生したような場合に、迅速に契約をするために、わが国で、船主が、船長に代わり、署名できるようにするためである。

第1条	(救助作業)	変更なし (語句のみ修正)
第2条	(他の救助者の援助)	変更なし (語句のみ修正)
第3条	(被救助者の協力)	船長の救助者に対する協力義務に、「被救助財貨に関して合理的に必要なすべての情報の提供」を含むことを明記した (LOF、F(ii)条)。
第4条	(救助作業の中止)	①表題を変更して、(救助作業の終了) とした。 ②「本船、積荷その他の財貨の救助に成功する見通しがなくなると合理的に判断されるとき」を「救助報酬をもたらすための有益な結果が得られる合理的な可能性がなくなった場合」に変更した (LOF、G条)。 ③旧書式では、船主に対してのみ、救助の中止が認められていたが、これを変更して、救助者にも認めることとした。 ④新たに、「書面による合理的な期間の予告をもって」終了することとした。
第5条	(本契約書日付以前の救助作業)	変更なし (語句のみ修正)
第6条	(船体等の使用処分)	変更なし (語句のみ修正)
第7条	(作業状況の報告)	変更なし
第8条	(救助報酬)	変更なし (語句のみ修正)
第9条	(特別補償)	変更なし (語句のみ修正)
新第10条		(特別補償及び特約条項の効果) 新たに、救助報酬は、「不成功無報酬」の例外規定である特別補償又は特約条項に基づく報酬が救助者に支払われることを理由として、減額されることはない、ということを明記した (LOF、D条)。
第10条 (新11条)	(担保)	1項： 現行では留置権についてのみ、規定している。新たに、救助完了後、21日以内に担保が提供されない場合、救助者は先取特権により救助財貨を差し押さえできる旨、規定した。本契約は日本法を準拠法としているので (第19条)、わが国、商法により先取特権が認められているが、念のため、明記したものである。 2項： 救助報酬の担保は、共同海損保証状とは関

		<p>係なく、救助者に提出することを、念のため、明記した。</p> <p>6項： 担保の寄託先は、関係者の合意があれば、日本海運集会所以外の場所でも可とすることとした。</p>
第11条 (新12条)	(救助報酬等の支払)	<p>現行では、「当事者間に合意が成立したとき、遅滞なく支払う」という主旨の規定となっている。この内容を明確化して、和解、斡旋、仲裁も含むこと、確定後、28日以内に支払うこと。56日以内に支払わないときは、保証状に基づく権利を行使すること、を明記した。</p>
第12条 (新13条)	(斡旋)	<p>斡旋の対象に、本契約に関する争いも含めることとした。</p>
第13条 (新14条)	(仲裁)	<p>現行では、斡旋が不調に終わった場合のみ、仲裁を求めることができることになっている。新たに、当事者が斡旋を経ずに仲裁することに合意した場合には、これも可とした。</p>
第14条 (新15条)	(利息)	<p>変更なし (語句のみ修正)</p>
第15条 (新16条)	(通貨換算率の変動)	<p>変更なし (語句のみ修正)</p>
第16条 (新17条)	(斡旋又は仲裁における通貨)	<p>変更なし (語句のみ修正)</p>
第17条	(管轄裁判所)	<p>削除した。</p> <p>その理由は、本契約では、当事者間で仲裁の合意があるので(13条(新14条))、特に管轄の裁判所を決めておく理由はなく、本項の実益が乏しいからである。</p>
第18条	(準拠法)	<p>本条は、そのまま新第19条に移した。</p>
新第18条		<p>(代理署名)</p> <p>本船、積荷その他の財貨の所有者のために本契約書に署名する本船船長又はその代理者は、各財貨の所有者を代理して、本契約を締結したものとす、という規定を置いた(LOF、K条)。</p>
新第19条	(準拠法)	<p>変更なし(旧第18条)</p>

別紙 2

日本海運集会所救助契約書式

第二部「特別補償に関する特約条項」

【制定趣旨】

	第二部 特別補償に関する特約条項	参考とした規定
第1条	(総則) 救助契約書（主契約）と本条項との関係。 本条項が主契約に含まれるときは、主契約9条の特別補償に代えて、本条項が適用される。	LOF SCOPIC 1条
第2条	(特約条項の発効) 本条項が発効する時期。報酬金額の算定。 救助者は、環境損害の有無にかかわらず、本条項を発効させることができる。	同2条
第3条	(特約条項報酬に対する担保) 船主による担保の提供。後日の金額調整。 船主は、本条項の発効後、2営業日以内に、救助者に対して、3億円の担保を提供する。後日、担保金額に著しい過不足が生じたときは、これを調整できる。	同3条
第4条	(特約条項の撤回) 担保が提供されない場合の、救助者による撤回。 前条の担保が提供されないときは、救助者は、本条項を撤回することができる。	同4条
第5条	(特約条項報酬) 特約条項報酬の算定方法。 救助人員、用具などの具体的な金額については、本条項では、「作業に要した時間を基礎として、主契約で合意された料率表に従い、算定される」と規定した。 「主契約で合意された料率表」を示すために、契約書第一部のボックス欄に、具体的に、どの料率表を使用するか、を明記する（救助者が公表している特約条項料率表によるか、または、船主が救助者と合意した料率表によるか、を選択して、後者であれば、その内容を明記する（例えば、ロイズ救助契約のSCOPIC料率表を使用する場合には、「LOF SCOPIC料率表」と記載する）こととした。 (注) LOF SCOPICでは、料率表が付則Aとして添付されている。付則Aはロイズ救助仲裁部の下記のweb-siteに掲載されている： www.lloydsagency.com/Agency/Salvage.nsf/	同5条
第6条	(救助報酬) 救助報酬と特約条項報酬の関係。 救助報酬は主契約により決定される。特約条項報酬は、船主が、救助報酬総額を超えた金額を支払う。	同6条
第7条	(減額) 救助報酬が特約条項報酬を上回った場合の、救助報酬の減額。	同7条

	救助報酬金額と特約条項報酬金額（ただし、作業の開始日より起算する）の差額の25%を、救助報酬から減額する。	
第8条	<p>(特約条項報酬の支払い)</p> <p>特約条項報酬の支払い方法と期日。</p> <p>救助報酬が得られる見込みがない場合と、救助報酬と特約条項報酬の両方が請求された場合の、支払方法と支払期日について規定する。</p>	同8条
第9条	<p>(終了)</p> <p>救助者が救助を終了できる条件。</p> <p>船主の申し出による終了。</p> <p>救助者は、作業の費用が財貨の価額と特約条項報酬見込み額を上回る見込みとなった場合には、作業を終了することができる。</p> <p>船主は、救助者への予告により、作業を終了させることができる。</p>	同9条
第10条	<p>(救助者の義務)</p> <p>救助者の財貨救助および環境損害の防止義務。</p> <p>救助者は、主契約と同様に、財貨の救助と環境損害の防止軽減に最善の努力をつくす義務を負う。</p>	同10条
第11条	<p>(現場特別代理人)</p> <p>本条項が発効した場合の、現場特別代理人の現場派遣。</p> <p>現場特別代理人の任務。</p> <p>船主は、現場特別代理人を選任して、現場に立ち合わせる。現場特別代理人は、すべての被救助財産の所有者、保険者その他の関係者のために、救助作業について、救助者に助言を与える。また、作業の終了後、最終報告書を作成する。</p> <p>(注) SCOPIC 11条及び付則Bの2条では、「現場特別代理人の主たる義務は救助者の義務と同一とする」と規定しており、本条の内容とは異なっている。</p>	同11条、 SCR Guidelines 1項
第12条	<p>(保険者等の特別代理人)</p> <p>船舶、貨物保険者による特別代理人の現場派遣。</p> <p>船舶保険者、貨物の所有者または貨物保険者は、特別代理人を現場に立ち合わせるができる。</p>	同12条
第13条	<p>(汚染防止)</p> <p>特約条項報酬金額と船舶に隣接する汚染物質の除去費用との関係。</p> <p>特約条項報酬金額には、汚染損害の防止措置および救助作業に必要な船舶に隣接する汚染物質の除去費用を含む。</p>	同13条
第14条	<p>(共同海損)</p> <p>特約条項報酬金額は、共同海損ではなく、船主の負担とする。</p>	同14条
第15条	<p>(斡旋)</p> <p>本条項についての紛争は、主契約と同様に、斡旋に付する。</p>	同15条

付録

1. 現場特別代理人に関する規定
2. 保険者等の特別代理人に関する規定

	特別補償に関する特約条項の付録規定	参考とした規定
	1. 現場特別代理人に関する規定	
第1条	(特約補償小委員会) 本委員会を設けて、現場特別代理人の名簿の作成、ガイドラインの改訂などを行う。	SCOPIC付則B 1条
第2条	(現場特別代理人の名簿) 日本海運集会所に備え置く。	同
第3条	(現場特別代理人の選任) 船主が名簿の中から選任する。	同
第4条	(現場特別代理人の任務) 任務について、全般的に規定する。	同4条、5条 SCR Guidelines 1項
第5条	(現場特別代理人の交代) 船主は、現場特別代理人が希望する場合、関係者の同意があれば、交代させることができる。	同6条
第6条	(現場特別代理人の一時退場) 関係者の同意があれば、現場特別代理人は一時、現場を離れることができる。	
第7条	(現場特別代理人の選任に関する特例) 船主は、関係者の同意があれば、候補者名簿に登録されていない者も、現場特別代理人として、選任できる。	
第8条	(現場特別代理人の報酬・費用) <u>(1)報酬・費用の支払い</u> 一義的には船主が支払う。実際には、P&I保険者が現場特別代理人に全額を支払うことになる。その後、この費用の一部について、船舶、貨物保険者が分担することになる。 その理由は次の通りである。 ①現場特別代理人は、全ての財貨の所有者、保険者その他の関係者のために、救助作業について、救助者に助言を与え、救助作業の報告書を作成する(特約条項第11条)。 また、現場特別代理人は、救助者から救助の作業日報の提出を受け、この写しを、船主、P&I、船舶保険者、日本海運集会所に送り、同集会所は、これを連絡のあった貨物保険者に送る(本規定第4条3項)。 ②救助報酬が特約条項報酬を上回った場合、船舶、貨物が支払うべき救助報酬が減額される(特約条項第7条)。 ③船舶、貨物保険者は、希望すれば、特別代理人を派遣することができる(特約条項第12条)。 <u>(2)P&Iクラブ、船舶、貨物保険者の間の具体的な分担方法</u> ロンドン保険市場での「SCRの報酬と費用に関するP&Iクラブ(国際グループ)と船貨保険者の間の実務規定」に記載されてい	SCOPIC付則B 7条。 ロンドン保険市場での「SCRの報酬と費用に関するP&Iクラブ(国際グループ)と船貨保険者の間の実務規定」

	<p>る、下記の方法が公平であり、妥当であるとする。</p> <p>P&Iクラブ：50%、</p> <p>船貨保険者：50%（被救助価額の割合によって負担する。ただし、被救助価額から救助報酬を控除した金額を限度とする。）</p>	
	<p>2. 保険者等の特別代理人に関する規定</p>	
第1条	<p>（保険者等の特別代理人への協力）</p> <p>サルベージマスター、船主、現場特別代理人は、これに協力する。</p>	SCOPIC付則C
第2条	<p>（その他の者の派遣）</p> <p>船貨保険者は、保険者等の特別代理人以外にも、サーベイヤー、専門家を派遣できる。</p>	同第5項